提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

１　件名

令和５年度（仮称）豊岡町複合施設再編整備事業検討支援業務委託

２　本業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

本業務の価格（上限）は47,000,000円（税込）です。

なお、本事業の実施は、令和５年度の本市予算が横浜市議会で議決された後に確定するため、現時点において、本事業の実施を確約するものではありません。

３ 参加に係る手続き

（１）提案資格の確認

複合施設の施設整備や公民連携事業に関わる高度な専門的知見と技術を有し、目的を踏まえた業務の実施が可能であり、かつ、次のすべての要件を満たす者とします。

ア　横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市規則第59号）第３条第１項に掲げる者でないこと及び同条第２項の規定により定めた資格を有する者。

イ　「参加意向申出書（様式１）」を提出してから受託候補者の特定までの間において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者。

ウ　令和５、６年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）に営業種目「905：建設コンサルタント等の業務」細目「Ｂ：建設コンサルタント・ＰＦＩ」で登録がある者。ただし、令和５、６年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に未だ登載されていないが、「参加意向申出書（様式１）」を提出した時点で現に申請中であり、受託候補者の特定までの間において上記種目及び細目にて登載が完了している場合は可とする。

エ　過去５年（平成30年度～令和４年度）の間に、本市や国、地方自治体又はそれに準ずる団体のいずれかより、「複合施設（公共施設を２以上含む）の整備・運営に関するＰＰＰアドバイザリー業務」又は「ＰＦＩアドバイザリー業務」を受託した実績がある者。

オ　エの実績と同様の人員体制が組める者。

カ　民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、その他の法人（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等を除く。）であって、業務委託を的確に遂行するに足る能力を有する者。

キ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の４の規定に該当しない者。

ク　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者。

ケ　市町村税を滞納していない者。

（２）参加意向申出書(様式１)の提出

ア　提出期限｜令和５年２月８日（水）17時まで（必着）

イ　提出方法｜電子メールで送付いただき、電話で受信の確認を行ってください。

ウ　提 出 先｜E-mail　[ky-toyooka@city.yokohama.jp](mailto:ky-toyooka@city.yokohama.jp)

教育委員会事務局教育施設課（担当：田島・金子）

TEL　045-671-3531

エ　提出書類｜（ア）参加意向申出書（様式１）

（イ）市町村税を滞納していないことを証する書類（納税証明書等、消費税・地方消費税及び市税・都道府県税の滞納の有無が分かるもの。発行後３か月以内のもの）の写し

（ウ）令和５、６年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録申請中の場合は、申請中であることが確認できる書類（申請受付内容及び入札参加資格審査申請書等）の写し

（３）提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア　通 知 日｜令和５年２月10日（金）（予定）

イ　通知方法｜電子メール

ウ　そ の 他｜提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日後の17時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

４　質問書（様式２）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式２）の提出をお願いします。 質問内容及び回答については、提案資格を満たすものであることを確認した全者に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

（１）提出期限｜令和５年２月８日（水）17時まで（必着）

（２）提出方法｜ワード形式を電子メールで送付いただき、電話で受信の確認を行ってください。

（３）提 出 先｜３(２)ウと同じ

（４）回 答 日｜令和５年２月13日（月）頃

（５）回答方法｜電子メール

（６）そ の 他｜提案資格を満たす者であることを確認できない場合は通知しません。

ファックスや電話、口頭による質問、問い合わせには応じません。質問内容が明確になるように注意し、提出してください。

５　提案書（様式３）の内容

（１）提案書は、別添の所定の書式に基づき作成するものとします。

（２）用紙の大きさは原則Ａ４版とし、「１（２）提案事業者の概要」より以降、各ページに必ずページ番号を記載してください。

（３）提案については、次の項目に関する提案を様式３に記載してください。

ア　提案事業者の概要

イ　類似業務実績

ウ　業務実施体制

「責任者」、「委託者との窓口となる担当者」「人員体制」、「緊急時の連絡体制」等について記載してください。

エ　具体的な提案内容

（ア）複合施設かつ関係部署が多数であることをふまえた、本業務の進め方についての考え方

（イ）複合施設整備後の利用者層のニーズ把握、応募を検討している民間事業者と本市及び区民等との対話手法についての考え方

（ウ）複合施設であることを踏まえた、想定される事業手法の比較検討、要求水準書等の作成において注意すべき課題についての考え方

オ　業務実施スケジュール

カ　ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組

（４）提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア　公平な評価のため、評価委員会では提案事業者名を伏して評価を行います。提案書の所定箇所以外は「提案事業者名」および「提案事業者名が推定できるような表現」は記載しないでください。（「１（２）提案事業者の概要」から「５ 業務実施スケジュール」にかけて「提案事業者名」および「提案事業者名が推定できるような表現」を記載しない、もしくはマスキングをしてください。）

イ　提案は、考え方を簡潔に記述してください。

ウ　文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能です。

エ　文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとし、様式３に定められた項目の範囲で記述してください。

オ　多色刷りは可としますが、見易さに配慮をお願いします。

カ　様式３の項目３～５までの提案内容は、Ａ４サイズ４枚（Ａ３サイズ２枚）までとします。

６　提案書の開示に係る意向申出書（様式４）の内容

所定の様式に記載してください。

７　評価基準

提案書評価基準のとおり

８　提案書の提出

（１）提案書の提出

ア　提出期限｜令和５年２月28日（火）17時まで（必着）

イ　提出方法｜ＰＤＦデータを電子メールで送付いただき、電話で受信の確認を行ってください。

ウ　提 出 先｜３(２)ウと同じ

（２）その他

ア　所定の様式以外の書類については受理しません。参考データ等の補足資料の添付は可としますが、簡潔にまとめるよう心がけてください。

イ　提案書の受理後、追加資料の提出を求めることがあります。

ウ　提出された書類・データは、返却しません。

エ　提案書の提出は、１者につき１案のみとします。

オ　提出期限後の提案内容の変更は認められません。

９　プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング

評価委員会により、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

（１）実施日時｜令和５年３月上旬

（２）実施場所｜横浜市役所　会議室（予定）（横浜市中区本町６-50-10）

（３）出 席 者｜総括責任者を含む３名以下としてください。

（４）そ の 他｜

ア　集合時間等の詳細については、参加者あてに別途お知らせします。

イ　プレゼンテーション及びヒアリングに参加できない場合は、失格となります。

ウ　プレゼンテーションソフトの使用は不可とします。提案書に基づきご説明をお願いします。

エ　プレゼンテーションの時間は10分間、質疑応答10分間とします。

10　プロポーザルに係る評価

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 教育委員会事務局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会 | 令和５年度（仮称）豊岡町複合施設再編整備事業検討支援業務委託　プロポーザル評価委員会 |
| 所掌  事務 | プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること | プロポーザルの評価に関すること |
| 委員 | 委員長　教育委員会事務局教育次長  委員　　教育委員会事務局  総務部長  生涯学習担当部長  教職員人事部長  施設部長  学校教育企画部長  人権健康教育部長  総務課長 | 委員長　　教育委員会事務局総務部長  副委員長　教育委員会事務局施設部長  委員　　　政策局共創推進課担当課長  財政局公共施設・事業調整課  保全・利活用計画担当課長  　　　市民局市民協働推進課長  　　　こども青少年局保育・教育支援課長  　　　建築局営繕企画課長  　　　教育委員会事務局  中央図書館企画運営課長 |

11　特定・非特定の通知

提案事業者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

（１）通 知 日｜令和５年３月中旬頃

（２）通知方法｜電子メール

（３）そ の 他｜特定されなかった旨の通知を受けた提案事業者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日後の17時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

12　プロポーザルの取扱い

（１）提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提案事業者に無断で使用しません。

（２）提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないよう取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

（３）提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

（４）プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

13　プロポーザル手続における注意事項

（１）プロポーザルに虚偽の記載をした場合はプロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせることがあります。

（２）プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

（３）特定されたプロポーザルを提出した提案事業者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

（４）参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に提案事業者が本市の指名停止措置を受けた場合、もしくは令和５、６年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿（設計・測量等）への登載が確認できない場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、当該提案事業者が受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14　無効となるプロポーザル

（１）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

（２）提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

（３）提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（４）提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

（５）許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

（６）虚偽の内容が記載されているもの

（７）本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者

（８）ヒアリングに出席しなかった者

15　その他

（１）提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案事業者の負担とします。

（２）手続において使用する言語及び通貨

ア 言語｜日本語

イ 通貨｜日本国通貨

（３）契約書作成の要否｜要する

（４）本事業は、令和５年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。